



平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社 KADOKAWA・DWANGO
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 辰男
(コード番号：9468 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 松原 眞樹
(TEL. 03-3549-6370)

業績連動型株式報酬制度等の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 28 日開催の取締役会において、取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「役員向け株式報酬制度」という。）および幹部社員等を対象とするインセンティブ・プラン（以下「E S O P 制度」という。）を導入することを決議し、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案を平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 1 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社子会社である株式会社ドワンゴ（以下「対象子会社」という。）も、対象子会社の取締役会において、役員向け株式報酬制度および E S O P 制度を導入することを決議し、対象子会社の取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入に関する議案を平成 27 年 6 月下旬ごろ開催予定の対象子会社の定時株主総会に付議することとしております。

記

1. 業績連動型株式報酬制度等導入の目的

(1) 役員向け株式報酬制度導入の目的

当社は、当社取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）を対象に、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、役員向け株式報酬制度を導入することといたしました。当社取締役に対する業績連動型株式報酬制度の導入については、本株主総会において承認決議を得ることを条件といたします。

(2) E S O P 制度導入の目的

当社は、米国で普及している従業員向け報酬制度の E S O P（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、幹部社員等（執行役員を含む。以下同じ。）の労働意欲や経営参画意識の向上を促すと

もに、会社への貢献を実感できるインセンティブ・プランとして、E S O P制度を導入することといたしました。

2. 信託が取得する当社株式について

役員向け株式報酬制度およびE S O P制度については、各制度とも、連続する3事業年度（当初は平成28年3月31日で終了する事業年度から平成30年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、上記信託の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象として導入いたします。

当社は、役員向け株式報酬制度について、対象期間ごとに合計12億円（年間4億円相当）を上限とする金銭を拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年の役員向け株式交付信託（以下「役員向け信託」という。）を設定いたします。役員向け信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分の場合）または取引所市場から取得いたします。なお、役員向け信託による当社株式の取得は、70万2千株を上限とし、かつ、信託に拠出する金銭の範囲内で取得するものといたします。

また、当社は、E S O P制度について、対象期間ごとに合計1億円を上限とする金銭を拠出し、信託期間3年の株式給付信託型E S O P（以下「E S O P信託」という。）を設定し、役員向け信託と同様に、信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式の処分の場合）または取引所市場から取得いたします。なお、E S O P信託による当社株式の取得は、5万8千株を上限とし、かつ、信託に拠出する金銭の範囲内で取得するものといたします。

なお、対象子会社において、当社の各制度と同様の制度（以下「対象子会社の制度」という。）を導入することを予定しています。その場合、対象子会社はその取締役および幹部社員等に対して交付する当社株式について、当社が設定する役員向け信託およびE S O P信託において、対象期間ごとに合計で上限6億円を負担し、35万1千株を上限として取得します。

これら当社および対象子会社の各制度の合算では、対象期間ごとに合計で上限19億円（うち、当社取締役への報酬として12億円）を拠出し、111万1千株（うち、当社取締役への報酬として70万2千株）を上限として、当社株式を取得することになります。

3. 制度の概要

役員向け株式報酬制度については（別紙1）を、E S O P制度については（別紙2）をご参照ください。

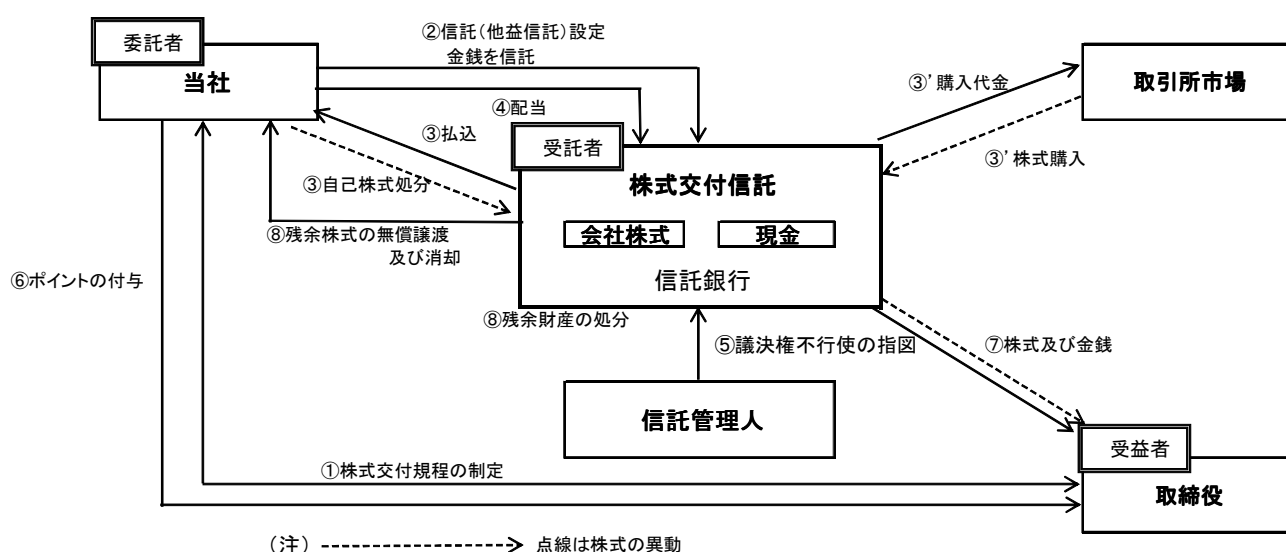
以 上

役員向け株式報酬制度の概要

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託を設定し、信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じ。）の取得を行い、当社取締役に対し、当社取締役会が定める株式交付規程に従って、各事業年度における業績達成度および会社業績に対する個人貢献度等に応じて付与されるポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付する業績連動型株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎年5月となります。

(2)役員向け信託の仕組み



(注) -----> 点線は株式の異動

- ① 当社は、本株主総会において、取締役に対する業績連動型株式報酬の導入に関する決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠内において、株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、株式交付規程の対象となる取締役を受益者とする「金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）」（以下、別紙1において「本信託」という。）を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③ 本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、取締役に将来交付する当社株式を当社（自己株式の処分の場合）または取引所市場から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 当社は、取締役に対し、信託期間中、株式交付規程に基づき、将来交付する当社株式を計算するための「ポイント」を付与します。
- ⑦ 株式交付規程に定められた要件を充足した取締役について、所定の受益者確定を行ったうえ、受託者はその取締役に当社株式を交付します。なお、信託契約の定めに従い、当社株式の一部については、信託内で換価して金銭で交付することがあります。
- ⑧ 信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合

の処理は、以下のとおりとします。

- (i) 株式交付規程の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該会社株式等
を移転させる
- (ii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に当社株式が残存する場合は、当社株式を当社はこれを無償
で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行う
- (iii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に金銭が残存する場合には、あらかじめ株式交付規程および
信託契約に定めるところにより、当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附す
る

(3)信託の設定および信託金額

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、下記(5)および(6)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、下記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

具体的には、本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られた場合、当社は、平成 28 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 30 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「当初対象期間」という。）における当社取締役の株式報酬に関し、本制度に基づく当社取締役へ株式の交付を行うための株式取得資金として、合計 12 億円を上限として本信託に拠出いたします。この株式報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

なお、信託期間の満了に際して、取締役会の決議により、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。

(4)当社株式の取得方法および当社取締役に交付される当社株式の数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、当社（自己株式の処分の場合）または取引所市場を通じてこれを実施いたします。

本信託により取締役に交付される当社株式の数の上限は、当社が本信託に拠出する金員の上限額である 12 億円を本信託が当社株式を取得する価格の平均値（1 円未満の端数は切り上げる。以下「基準株価」という。）で除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨てる。）とします。ただし、70 万 2 千株を上限とします。

当初対象期間については、本信託設定後遅滞なく、当該上限の範囲内において、当社株式を取得するものといたします。

(5)各取締役に付与されるポイント数の算定方法

当社取締役会が定める株式交付規程に基づき、毎年 5 月（初回は平成 28 年 5 月予定とする。）に各取締役の交付株式数算定額が決定され、さらに基準株価で除して得られる数値（小数点以下の端数は切り捨てる。）をもって、当該取締役に對して付与するポイント数といたします。

なお、各取締役に付与されるポイントは、下記(6)の交付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様によるご承認の決議の後において、当社株式

について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)

(6)取締役に対する株式等の交付

受益者要件を充足する当社の取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、毎年5月に、本信託から上記(5)の方法により算定された数に相当する当社株式等の交付を受けます(なお、信託契約の定めにより、株式の一部については信託内で換価して金銭で交付を受けることがあります。)

(7)議決権行使

本信託の信託財産に属する当社株式にかかる議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(8)配当の取扱い

本信託の信託財産に属する当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託にかかる受託者の信託報酬等に充てられます。

(9)信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、株式交付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めるところにより、当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附されることとなります。

(ご参考)

【本信託の概要】

- ①名称 : 役員向け株式交付信託
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : 三井住友信託銀行 (予定)
- ④受益者 : 取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ⑦本信託契約の締結日 : 平成 27 年 8 月 11 日 (予定)
- ⑧金銭を信託する日 : 平成 27 年 8 月 11 日 (予定)
- ⑨信託の期間 : 平成 27 年 8 月 11 日 (予定) ~ 平成 30 年 8 月末日 (予定)

【本信託による当社株式の取得内容】

- ①取得株式の種類 : 当社普通株式
- ②取得株式の総額 : 上限 12 億円 (予定)

③株式の取得時期：平成 27 年 8 月 11 日（予定）～平成 27 年 9 月 30 日（予定）

④株式の取得方法：当社（自己株式の処分の場合）または取引所市場より取得

以 上

(別紙2)

E S O P制度の概要

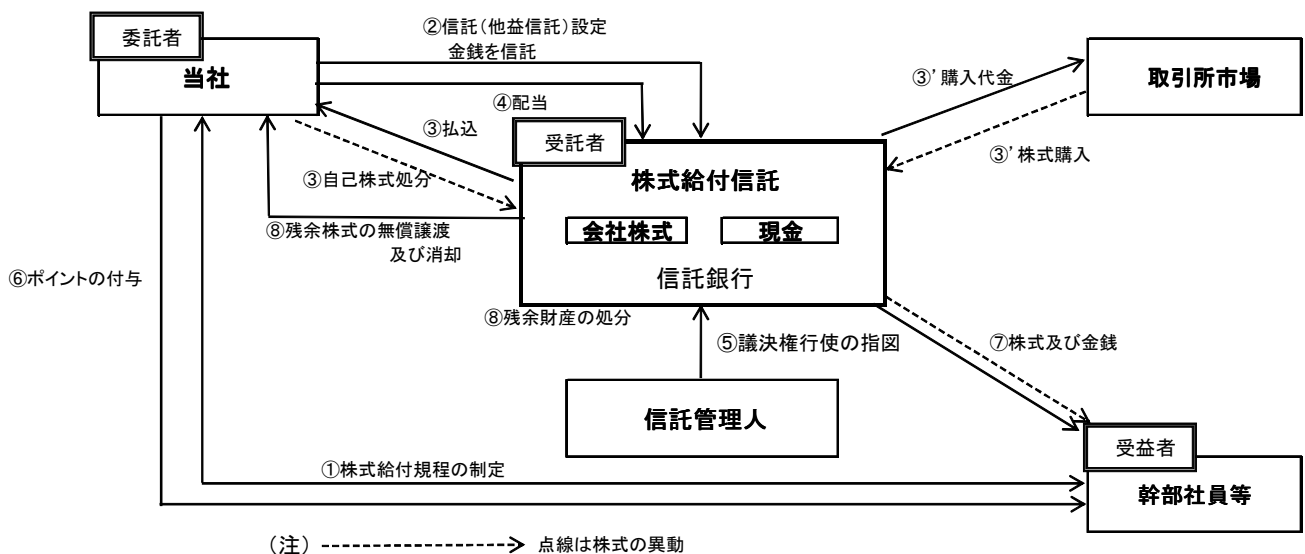
(1)本制度の概要

本制度は、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした当社執行役員を含む幹部社員等 (以下「従業員」という。) に対するインセンティブ・プランです。

当社が従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託はあらかじめ定める株式給付規程に基づき従業員に交付すると見込まれる数の当社株式を、当社 (自己株式の処分の場合) または取引所市場から取得します。その後、当該信託は、株式給付規程に従い、信託期間中の従業員の会社への貢献度等に応じた当社株式を、毎年5月に従業員に交付します。当該信託により取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

当該信託の導入により、従業員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した従業員の業務遂行を促すとともに、従業員の勤務意欲を高める効果が期待できます。また、当該信託の信託財産に属する当社株式にかかる議決権行使は、受益者候補である従業員の意志が反映される仕組みであり、従業員の経営参画を促す企業価値向上プランとして有効です。

(2)E S O P信託の仕組み



- ①当社は、従業員のインセンティブ・プランの一つとして株式給付制度を導入します (株式給付規程を制定し、一定の要件を充足した従業員に対して株式を給付する義務を負います)。
- ②当社は、株式給付規程の対象となる従業員を受益者とする「金銭以外の金銭の信託 (他益信託)」 (以下、別紙2において「本信託」という。) を設定し、当社株式の取得に要する金銭を信託します。
- ③本信託の受託者は、信託された金銭を原資として、今後給付が見込まれると合理的に見積もられる数の当社株式を当社 (自己株式の処分の場合) または取引所市場から取得します。
- ④本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

- ⑤当社から独立した信託管理人を設置し、議決権行使等の指図は信託管理人が行います。
- ⑥当社は、従業員に対し、あらかじめ定めた株式給付規程に基づき、会社への貢献度等に応じ、将来給付する株式を計算するための「ポイント」を付与していきます。
- ⑦株式給付規程に定められた要件を充足した従業員について、所定の受益者確定手続を行ったうえ、受託者はその従業員に当社株式を給付します。なお、信託契約の定めに従い、当社株式の一部については、信託内で換価して金銭で交付することがあります。
- ⑧信託期間の満了時に、受益者に分配された後、信託財産内に当社株式または金銭が残存している場合の処理は、以下のとおりとします。
- (i) 株式給付規程の定めに従い、本制度と同一目的の新たな信託を設定した場合は、当該会社株式等を移転させる
 - (ii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に当社株式が残存する場合は、当社株式を当社はこれを無償で取得したうえで、取締役会の決議によりその消却を行う
 - (iii) 上記(i)の処理後、さらに本信託に金銭が残存する場合には、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めるところにより、当社および当社役員と利害関係のない特定公益増進法人に寄附する

※受益者要件を充足する当社従業員への当社株式の交付により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

(ご参考)

【本信託の概要】

- ①名称：株式給付信託型ESOP
- ②委託者：当社
- ③受託者：三井住友信託銀行（予定）
- ④受益者：当社従業員のうち受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ⑥信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦本信託契約の締結日：平成27年8月11日（予定）
- ⑧金銭を信託する日：平成27年8月11日（予定）
- ⑨信託の期間：平成27年8月11日（予定）～平成30年8月末日（予定）

【本信託による当社株式の取得内容】

- ①取得株式の種類：当社普通株式
- ②取得株式の総額：上限1億円（予定）
- ③株式の取得時期：平成27年8月11日（予定）～平成27年9月30日（予定）
- ④株式の取得方法：当社（自己株式の処分の場合）または取引所市場より取得

以上